

令和5年度山梨県がん教育等外部講師連携支援事業

【背景】

- 平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」というように、がん教育の文言が新たに記載された。
- 平成29年度から令和4年度までの6年間を対象とした第3期がん対策推進基本計画では、がん教育について、「国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」ことが目標とされている。
- 平成29年3月及び平成30年3月にそれぞれ改訂された中学校及び高等学校の学習指導要領においては、生活習慣病などの予防と回復について学習する際に、「がんについても取り扱う」ことが新たに明記されたことを踏まえ、学習指導要領に対応したがん教育の充実に努める必要がある。

本県の課題

①教員のがんについての知識・理解が不十分

健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防という観点からがん教育に取り組んでいるが、教員のがんに関する知識が不十分である。

②外部講師の活用体制の一層の充実が必要

がん教育における外部講師の活用状況が十分とは言えず、学校が外部講師を活用するための体制を充実させる必要がある。

山梨県がん教育推進連絡会

学校関係者、医療関係者、患者・経験者、その他の行政関係者等で構成。
年2回開催。

本県の実情を踏まえ、学校におけるがん教育の課題解決に向けて意見聴取する。

事業の実践を支援するとともに、成果報告を受けて、事業の成果について討議する。

がん教育外部講師研修会

外部講師を対象にした研修を行い、授業実践につなげる。

がん教育推進校授業研究会

小・中・高等学校それぞれの推進校が、授業を公開し、授業の内容、指導方法、教材等について検討し、改善点を探る。

山梨県がん教育指導者研修会

教職員及び外部講師等を対象に、がんの正しい知識や理解を図ること及び指導方法を充実させる。

学校におけるがん教育に係る外部講師派遣

希望する学校に外部講師を派遣する。

その他

- ・リーフレット配付
- ・報告書の作成・配付
- ・がん教育外部講師一覧表の更新・申請の手続き周知
- ・保健体育課HPに「学校におけるがん教育」に関する情報を掲載する。

- ・がんに対する正しい知識とがん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識を深める。
- ・健康と命の大切さについて学ぶことを通して、自らの健康を適切に管理し、望ましい生活習慣を確立していくための資質・能力を育成する。
- ・外部講師を活用した効果的ながん教育の指導方法を普及する。